

2026 年 8 月 21 日

令和 8 年熊本地震に伴う「熊本県中小企業融資制度」の取扱開始について

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当行は、熊本県および熊本県信用保証協会と連携し、震災により影響を受けている事業者の皆さまにご利用頂ける融資制度の取り扱いを開始することとなりましたので下記のとおりお知らせいたします。

今後、お客さまのご融資やご返済に関するご相談に対し、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいりますので、最寄り店舗、お取引店または特別相談窓口までお気軽にご相談ください。

記

1. 金融円滑化特別資金

融資制度	令和 8 年熊本地震枠	セーフティーネット保証 4 号 令和 8 年熊本地震分
対象のお客さま	令和 8 年熊本地震の影響を受けた中小・小規模事業者	
資金使途	運転資金または設備資金	
ご融資金額	80 百万円以内	別枠 80 百万円以内
ご融資期間	10 年以内(据置 2 年以内)	1 年以上 10 年以内(据置 2 年以内)
ご融資利率	2 年以内 年 1.50%以内、3 年以内 年 1.70%以内、5 年以内 年 1.85%以内、7 年以内 年 2.00%以内、10 年以内 年 2.20%以内	
保証料率	0% (熊本県が全額補助)	

2. 小規模事業者おうえん資金（令和 8 年熊本地震分）

対象のお客さま	令和 8 年熊本地震の影響を受けた小規模事業者
資金使途	運転資金または設備資金
ご融資金額	20 百万円以内
ご融資期間	設備 1 年以上 7 年以内（据置 6 か月以内） 運転 1 年以上 5 年以内（据置 6 か月以内）
ご融資利率	3 年以内 年 1.50%以内、5 年以内 年 1.65%以内、7 年以内 年 1.80%以内
保証料率	0% (熊本県が全額補助)

3. 取扱開始日

2026 年 8 月 24 日（月）

以 上